

【緊急！】消費者トラブル注意報 第75号

未成年者契約

【相談事例】

- ・ 中学生の娘がインターネットで美容品を購入した。1回と思っていたのに次々に請求書付きの商品が届いたため、こわくなって私（母親）に相談してきて、初めてこんな契約をしていることを知った。全額支払わなければならないか。
- ・ 小学生の息子が私（父親）のタブレットを無断で使用し、オンラインゲームをしたところ、高額な請求が来た。とても支払えない。

【消費者へのアドバイス】

- ・ 未成年者（20歳未満の者）が契約を行うには、親あるいは未成年後見人などの同意が原則が必要です。同意を得ていない契約は、取消しができる可能性があります。取消しの主張は、親及び未成年者自身のいずれも行うことができます。契約が取り消されれば、締結時に遡って無効となるため、代金の支払い義務がなくなるだけでなく、既に支払った代金の返還を求めることができます。受け取った商品は現状のまま（残っている分のみ）返還すればよく、使用した分について対価の支払いや損害賠償をする義務はありません。
- ・ しかし、取消しができない場合も多くあります。小遣いの範囲内と認められる、未成年者が婚姻している、成年者であると誤信させるため相手方を欺いたなどの事情があれば、その契約を取消すことはできません。
- ・ 18歳に成年年齢を引き下げる改正民法が国会で成立（平成30年6月13日）したため、2022年4月以降は18歳になったばかりの方でも単独で行った契約が有効となり、取消しができなくなります。
- ・ 未成年者はもとより成年に達したばかりの若者は、知識や経験が不足しており十分な判断能力が備わっていないなど社会的に未熟な面があるため、消費者トラブルや被害に遭うことが懸念されます。本人の慎重かつ十分な検討と周囲の見守りが重要です。

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時）